# 消費税の導入に伴う土木請負工事工事費積算基準の運用について（通知）

技術基準の種類:積算
通知日　　:平成元年２月２０日

---

受管第９８７号
平成元年２月２０日

（別記１）殿

土木部長

消費税の導入に伴う土木請負工事工事費積算基準の
運用について（通知）

このことについて、建設大臣官房技術調査室長から別添写しのとおり通知がありました。
ついては、消費税の施行に伴い工事費の算定に当たって消費税相当分を考慮するものから適用してください。

別紙

建設省技調発第５５号
平成元年２月８日

各地方建設局企画部長殿
土木研究所企画部長殿
北海道開発局建設部長殿
沖縄総合事務局開発建設部長殿

建設大臣官房技術調査室長

消費税の導入に伴う土木請負工事工事費積算基準の運用について

消費税法（昭和６３年法律第１０８号、以下「法」という。）が、昭和６３年１２月３０日施行され、平成元年４月１日から適用されることとなったことに伴い、「土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の一部改正について」（平成元年２月８日付け建設省技調発第５２号）（以下「通達」という。）が通知されたところであるが、下記事項について運用を定めたので通知する。

記

１．工事価格を形成する各費目の積算において使用する材料等の価格等は、物価資料、見積り等において消費税を含んで表示される場合は、当該額に１０３分の１００を乗じて得られた額を、消費税額を含まない価格等として扱うものとする。
２．物品税、電気税、ガス税（以下「物品税等」という。）の課税対象となっている材料等の設計単価は、物品税等の廃止による価格の下落分を見込んで積算に用いるものとする。

建設省技調発第５６号
平成元年２月８日

鳥取県
土木部長殿

建設大臣官房技術調査室長

消費税の導入に伴う土木請負工事工事費積算基準の運用について

標記について、別紙の通り各地方建設局長等あて通知したので、参考までに送付します。
なお、貴管下市町村についても、この旨周知方お願いします。